

## 豊明市パートナーシップの宣誓に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第5次豊明市総合計画に掲げる「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」をめざし、すべての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もがこころ豊かに暮らせるまちをめざし、パートナーとなる2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、お互いをパートナーとして、その生活をともにしている又はともにすることを約束した2人の関係をいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、2人がお互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をしようとする2人は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方がともに市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップを結んでいないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする2人が、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、双方の住民票の写し及び独身であることを証する書類を添付しなければならない。

3 宣誓をしようとする2人は、宣誓する日程等について事前に市と調整する

ものとする。

4 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該者の立会いのもとで、他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認等)

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(顔写真付きのもの)

(2) パスポート

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第3号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条 証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、破損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 証明書等の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ届出

事項変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（証明書等の返還）

第10条 証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）に証明書等を添付し市長に提出しなければならない。

- （1） パートナーの一方又は双方が市外に転出したとき。
- （2） パートナーの一方又は双方が死亡したとき。
- （3） 2人の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則(令和4年7月20日)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。